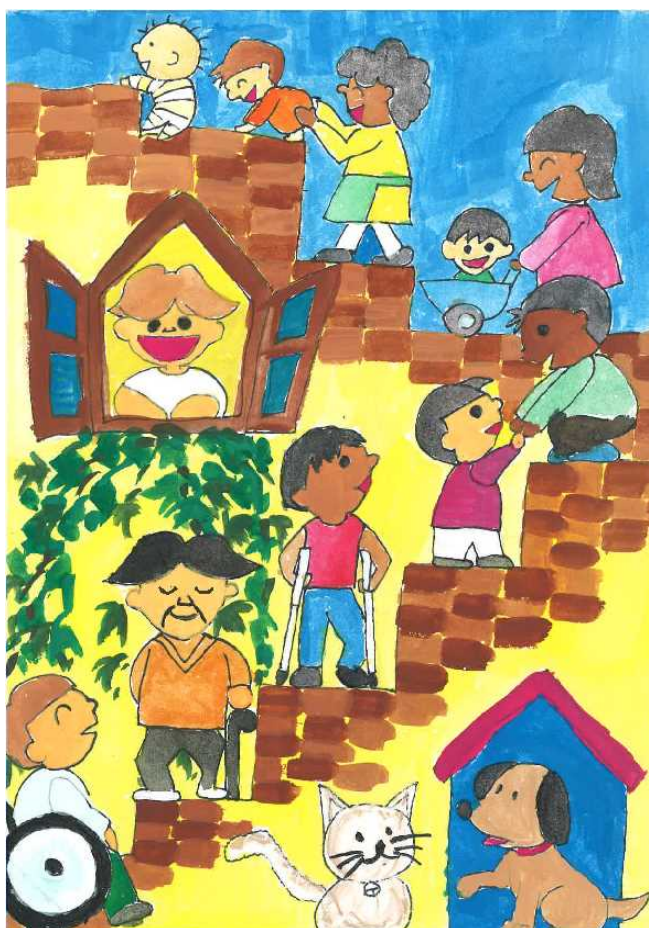


人権教育指導資料

人権教育推進のためのQ & A



平成29年3月

栃木県教育委員会事務局学校教育課

はじめに

栃木県教育委員会では、平成14年度にそれまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築しました。以来15年間、各学校において、全体計画の作成や指導方法の工夫・改善、校内研修での取組等に御尽力いただき、人権教育の充実を図ってきたところです。

また、県教育委員会では、平成14年度から人権教育の指導資料として、「人権教育のすすめ方」をはじめ、様々な人権問題に関する指導資料や各教科等の授業における人権学習に関する資料を計画的に作成し、指導者の資質の向上に努めて参りました。

平成26年度には、これまでの人権教育研究指定校における実践事例を本県が示した人権教育推進における三つの内容ごとにまとめ、各学校における取組をより充実したものにするための参考となるよう「人権教育のすすめ方～実践事例集～」を作成いたしました。

今年度は、平成25年3月作成の「人権教育のすすめ方」をもとに、各学校が人権教育を実際に進めていく上で、指導のよりどころとなる内容を精選し、「人権教育推進のためのQ&A」を作成いたしました。

これまでに発行した指導資料や総務課人権教育室が毎年発行している「人権教育推進の手引」と併せて本指導資料を十分に活用し、各学校における人権教育の充実のために役立てていただきたいと思います。

平成29年3月

栃木県教育委員会事務局

学校教育課長 宇 梶 宏 美

目 次

はじめに

Q1	人権教育の「育てたい資質・能力等」とは、どのようなものでしょうか。	1
Q2	「育てたい資質・能力等」を位置付けた全体計画、年間指導計画とは、どのようなものでしょうか。	4
Q3	基底的指導を充実させるためには、どのような実践が必要でしょうか。	13
	〔コラム〕 隠れたカリキュラム	
Q4	直接的指導、間接的指導とは、どのようなものでしょうか。	18
	〔コラム〕 性的マイノリティの理解	
Q5	学習指導案に人権教育を位置付けるときは、どのようなところに配慮したらよいでしょうか。	26

おわりに

**Q 1 人権教育の「育てたい資質・能力等」とは、どのようなもの
しょうか。**

「育てたい資質・能力等」とは

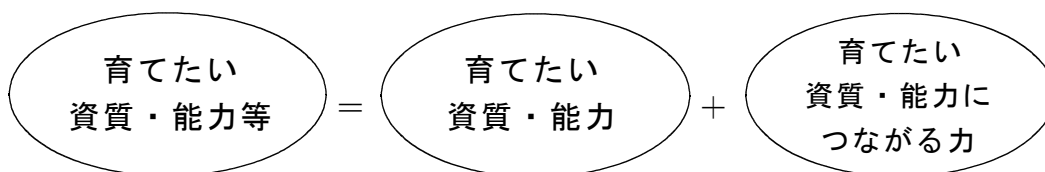
「育てたい資質・能力等」とは、「育てたい資質・能力」と「育てたい資質・能力につながる力」を総称したものです。

「育てたい資質・能力」とは

「育てたい資質・能力」とは、直接的指導を通じて身に付けさせる差別解消を図るための資質・能力のことです。本県では、それを「知性」、「判断力」、「感受性」、「技能」、「実践力」の五つの項目から捉え、人権教育のねらいとしています。

「育てたい資質・能力につながる力」とは

「育てたい資質・能力につながる力」とは、間接的指導や基底的指導を通じて身に付けさせる、育てたい資質・能力の基盤となる力のことです。



五つの「育てたい資質・能力」

本県では、「育てたい資質・能力」として、以下の五つの項目を設定しています。

- 知 性：人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性
- 判断力：偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
- 感受性：共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
- 技 能：互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能
- 実践力：人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

各学校においては、上に示した「育てたい資質・能力」の趣旨を十分に踏まえて、自校の実態に応じて「育てたい資質・能力」を設定するとともに、発達段階や各教科等の特質に応じて学習指導計画に位置付け、重点化を図るなどして、計画的に育成していくことが求められます。

- 「知性」とは、偏見や差別の要因・背景などを正しく理解するとともに、人権の意義や大切さ、様々な人権問題を正しく認識できる力のことです。
- 「判断力」とは、偏見や差別の不合理や矛盾を見抜き、科学的・合理的に考え、判断できる力のことです。
- 「感受性」とは、共に生きる喜びや差別・不正に対する悲しみや怒りなどを感じ取る力のことです。
- 「技能」とは、「偏見や差別の不当性を適切に表現する力」や「人権に係る対立的な問題を調整するためのコミュニケーション能力」、「人種・民族・思想・指向などの違いを認め、受容する技能」など、児童生徒がそれまでに身に付けた知識や感性を生かしながら、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための技能（スキル）のことです。
- 「実践力」とは、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度も含め、主体的に差別の解消を図るための総合的な力のことです。実践力は、知性や判断力、感受性、技能が互いに補充、深化、統合しながら高められていきます。

「育てたい資質・能力」の具体例

例えば、直接的指導（「明治維新」に関する学習）では、以下のような資質や能力が「育てたい資質・能力」です。

（例）

- ・ 解放令が出された後も、被差別部落の人々に対する差別が根強く残った事実を正しく認識できる「知性」
- ・ 解放令によって、法制度上は平民と同様とされたにもかかわらず差別が続いたことを不当と考える「判断力」
- ・ 差別が続くことに対する被差別部落の人々の悲しみや怒りを共感的に受け止める「感受性」
- ・ 被差別部落の人々への差別の不当性を適切に表現する「技能」
- ・ 差別解消のために自分にできることを実践していこうとする意欲などの「実践力」

五つの「育てたい資質・能力につながる力」

「知性」につながる力を身に付けさせるためには、児童生徒の実態を踏まえ、各教科等の授業の中で個に応じた指導や分かる授業の工夫により、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることが重要となります。また、様々な学習活動を通して、自分の考えをまとめたり、物事を正しく認識したりできる力を身に付けさせていくことも大切です。

「判断力」につながる力を身に付けさせるためには、各教科等の学習を通して、物事を科学的・合理的に考えられるよう工夫することが重要です。また、学校生活や日常生活での出来事において、言動の善し悪しが判断できたり、人との関わりの中で相手の立場や気持ちを理解して、よりよい関わり方を考えたりするなど、物事を筋道立てて考え、公正・公平に判断する機会を設けることが大切です。

「感受性」につながる力を身に付けさせるためには、各教科等の学習などを通して、教材に取り上げられた人々の立場に立って共感的に理解できるようにしたり、課題意識を明確にした意図的・計画的な交流や体験活動などを展開したりすることによって、思いやりの心を育て、感動や喜びを共有できるようにすることが大切です。

「技能」につながる力を身に付けさせるためには、児童生徒の発達段階や各教科等の特質に応じて、「表現力」や「コミュニケーション能力」、「違いを認め受容する技能」をバランス良く身に付けられるようにします。また、言語活動の充実を図るなどして、コミュニケーションのスキル及び表現力を養う場を設定し、意図的・計画的に指導することが大切です。

「実践力」につながる力を身に付けさせるためには、まず児童生徒の興味・関心を生かした学習活動を工夫し、学習意欲を高めます。そして、具体的な活動や体験等を通して、児童生徒が互いのよさを認め合い、自尊感情を培うことができるように指導することが大切です。

「育てたい資質・能力につながる力」の具体例

例えば、間接的指導では、以下のような資質や能力が「育てたい資質・能力につながる力」です。

(例)

- 理科や算数・数学で身に付けた科学的・合理的なものの見方や考え方は、差別の不合理さを見抜く「判断力」につながる力と捉えることができます。
- 国語などで身に付けた自分の思いや考えを筋道を立てて表現する力は、差別の不合理さを適切に表現する「技能」につながる力と捉えることができます。

Q 2 「育てたい資質・能力等」を位置付けた全体計画、年間指導計画とは、どのようなものでしょうか。

(1) 全体計画

人権教育を通して目指す目標や取り組む活動の全体を、児童生徒の実態に応じ、各教科等の関連を考慮しながら、総合的・体系的に示します。全教職員の共通理解の下に作成することが、人権教育推進への参画意識を培い、組織的・継続的な取組につながります。

項立ての例

全体計画の構成としては、学校教育目標をもとに、以下のような項立てが考えられます。

① 学校教育目標

② 関係法規等

関連法規や教育行政施策の動向等を把握し、広い視野から人権教育を進める意義やねらいを理解します。「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」(H28～H32)では、15の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を掲げています。

③ 実態・願い等

児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等について、実態を把握し、人権教育における目標や実践課題を設定する際の参考にします。

④ 人権教育目標

学校教育目標に基づき、③の実態・願い等に応じて学校の人権教育目標を設定します。

⑤ 人権教育の実践課題

人権教育目標の具現化を図るために、本年度、特に実践したい課題を明示します。③の実態・願い等から、児童生徒や保護者について、人権に関わる様々な意識、理解の程度などを把握し、地域性や課題の緊急性等も考慮しながら、本年度の重点を決めます。課題については、内容、方法、教科など様々な示し方が考えられます。

⑥ 人権教育で目指す児童生徒像

人権教育目標や実践課題を達成することで目指す児童生徒の姿を具体的に示します。

⑦ 「育てたい資質・能力等」

学校としての「育てたい資質・能力」を設定します。また、それを受けて学年・ブロックなど児童生徒の発達の段階に応じた「育てたい資質・能力等」を自校の実態に応じて設定することも考えられます。

⑧ 各教科等における人権教育との関連

各教科や領域との関連を記載します。各教科や領域の単元の学習活動を通して、人権教育目標や目指す児童生徒像に向けて、どのように関わり、ねらいに迫るかを示します。

各教科等の特質を踏まえた「育てたい資質・能力等」を一覧表を使って詳細に表記することも考えられます。

⑨ 研修

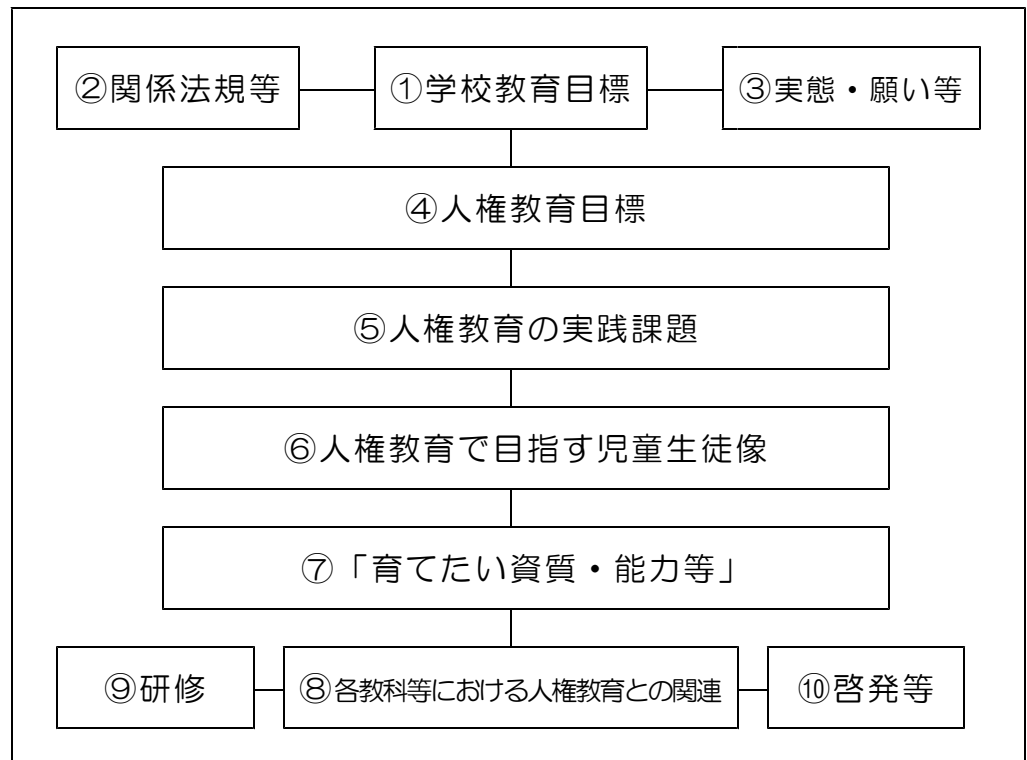
教職員の研修計画を示します。研修を実施する際の留意点や重点的に取り上げる課題等を踏まえて記載します。

⑩ 啓発等

保護者や地域への啓発や調査・評価等の諸計画を示します。

全体構想図様式例

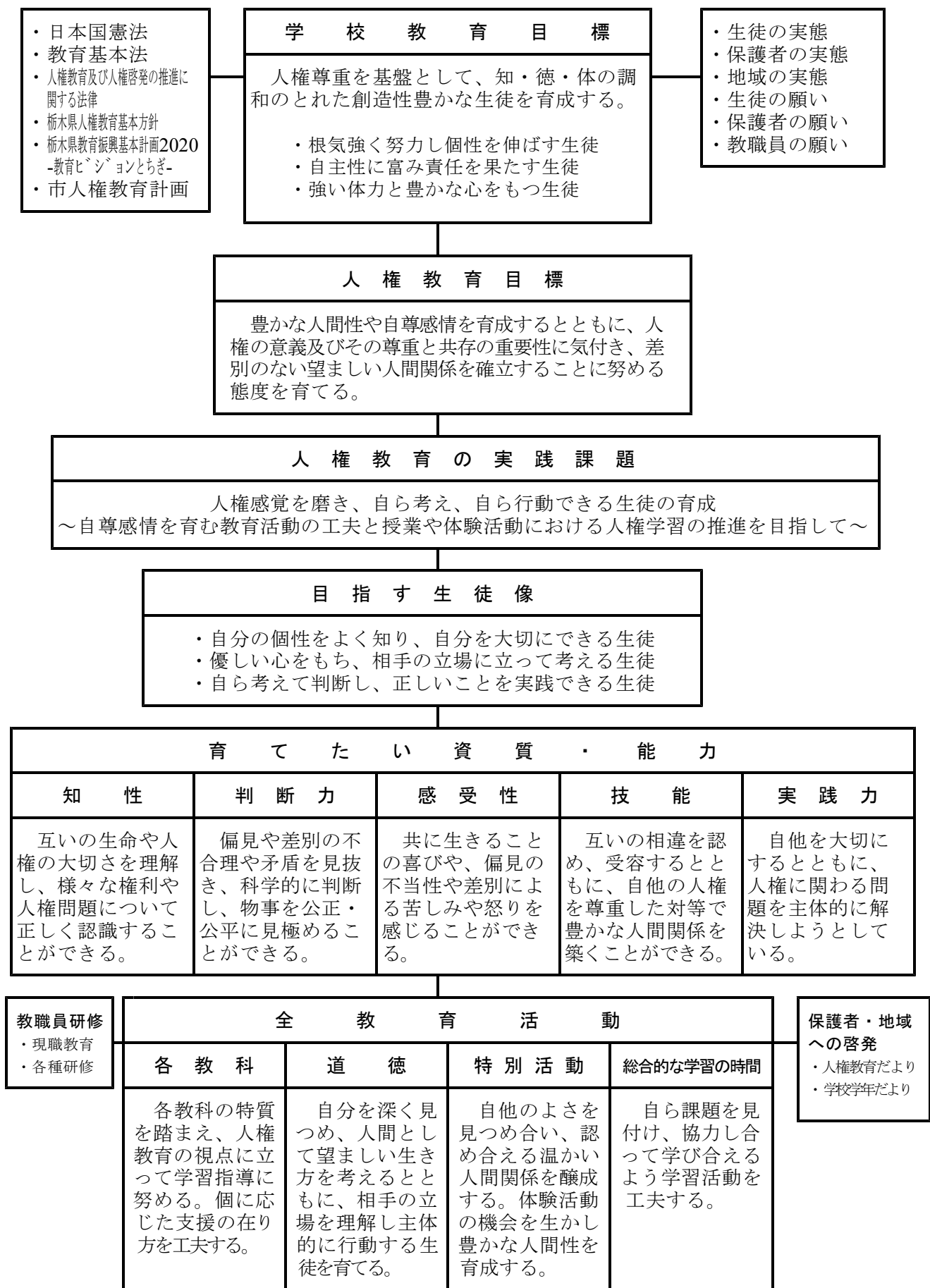
全体計画にある各項目の関連や位置付けを表した図です。各項目を下図のように配置するなどして1ページ程度にまとめると系統性が見やすくなります。



人権教育全体構想図の例 一小学校一 (「育てたい資質・能力等」を位置付けた場合)



人権教育全体構想図の例 — 中学校 —



各教科等における「育てたい資質・能力等」の設定例 ー小学校ー

各学校において、「育てたい資質・能力」をもとに、各教科等の特質を踏まえた「育てたい資質・能力等」を設定し、指導に生かすことが大切です。

各教科等の「育てたい資質・能力等」

	知 性	判 断 力	感 受 性	技 能	実 践 力
	◎ 人権の大切さを知り、人権に関わる様々な問題を正しく理解することができる。	◎ 偏見や差別を見抜き、物事を公正・公平に判断できる。	◎ 共に生きる喜び、差別や不正に対する悲しみや怒りを感じることができる。	◎ 互いの人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。	◎ 人権に関わる問題を解決したり、差別をなくそうと努力したりしている。
国 語	◆ 言葉のもつ正しい意味を理解し、論理的に物事を捉えることの大切さが分かる。	◆ 正しく文章を読み取り物事の善し悪しを判断することができる。	◆ 相手の立場や考え方に共感したり、表現の美しさを感じ取ったりすることができる。	◆ 自分の意志を筋道立てて伝えたり、相手の話を正しく理解したりすることができる。	◆ 意見の違いや共通点に気づき、相手の立場や考えを理解しながら主体的に課題を解決しようとするすることができる。
社 会	◎ 社会的事象の意味を正しく理解し、その中で差別の存在・要因などを正しく認識できる。	◎ 人権に関わる様々な問題の不合理や矛盾を見抜き、正しい判断をすることができる。	◎ 社会的事象における人間の生き方を追究する中で、不正や差別に対する悲しみや怒りを感じ取ることができる。	◎ 差別の不当性について考えたことを適切に表現するとともに、自他の違いを認めることができる。	◎ 自分の身の回りや社会に存在する差別や偏見をなくそうと努力している。
学 総 習 合 的 的 時 間	◆ 日常生活の中から課題を見つけて、その課題の背景が分かる。	◆ 課題解決のために資料を集め、物事の不合理を認識し、合理的に判断することができる。	◆ 課題の分析・探究を通し、人の心を思いやりたり、喜びを感じ取ったりすることができる。	◆ 協働的な学習の過程において、多様な考え方もつ他者と適切にかかわり合うことができる。	◆ 日常生活における課題を発見し解決しようとする意欲をもつことができる。

「◎」は育てたい資質・能力

「◆」は育てたい資質・能力につながる力

(2) 年間指導計画

【人権教育年間指導計画】

- 全体計画の構想を日々の教育活動で、どのように具現化するかを全教職員が共通理解のもと、計画的・組織的に指導できるよう年間の指導計画に示したものです。
- 学習内容や単元の配列、実施時期、各教科等との関連を明確にし、「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを、月別や学年別の一覧表にすると分かりやすくなります。
- 人権教育に深く関わる学校行事や様々な体験活動、各教科等との関連も意識できる、明確な年間指導計画の作成が望めます。

計画作成の手順

【年間指導計画を作成するための一般的な手順】

① 重点化を図った項目や人権問題などの決定

実践課題や児童生徒の実態をもとに、重点化を図った項目や人権問題などを設定します。(例：感受性、同和問題)

② 直接的指導の学習の洗い出し

人権一般や様々な人権問題を扱った学習内容（直接的指導）を教科、領域等から洗い出します。

③ 間接的指導の学習などの洗い出し

重点化を図った内容に強く関わる学習内容や関連する学校行事などを洗い出します。

④ 一覧表の作成

各教科、領域等との重点化を図りながら、教職員の研修や保護者、地域に関する内容、学校行事などについても一覧表にまとめます。

主な内容例

[1] 児童生徒に関する内容



① 各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間で扱う内容

直接的指導の授業内容を洗い出し、◎を記入します。

間接的指導について、学校の重点目標に関わる授業内容を洗い出し、◆を記入します。

② 自然体験活動や社会奉仕活動等、様々な交流体験や活動

様々な人々との交流体験や縦割り班等の異学年で計画された諸活動を人権教育の視点から見直します。



③ 人権週間や人権集会特設単元での活動

人権週間等を設定して、児童生徒の集会や関連する内容の活動を位置付け、集中的に展開する取組も効果的です。

[2] 教職員の研修に関する内容

④ 教職員の研修

教職員の研修は、主に現職教育の時間を使って行われます。研修期日は人権週間などに関連して計画すると意識も高まり効果的です。

[3] 保護者や地域に関する内容

⑤ 保護者・地域への調査や啓発活動

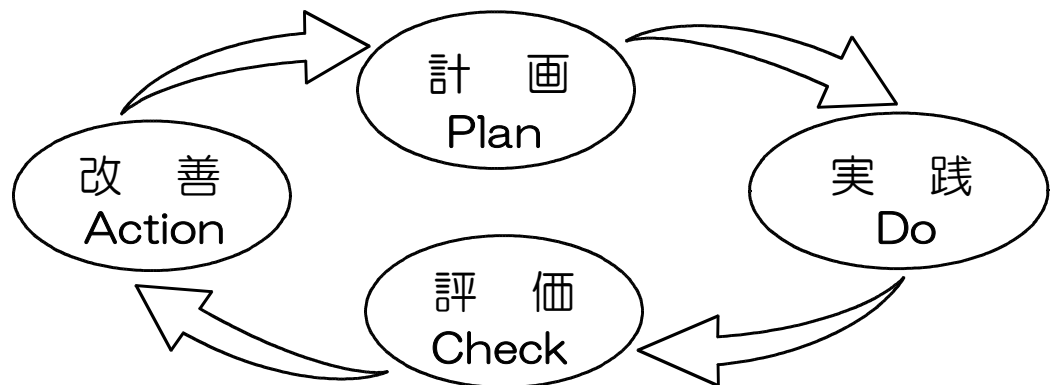
授業参観や家庭教育学級等を利用した保護者の研修、学校・学年だよりや人権だよりの発行による啓発活動等があります。

その他、関係機関との連携なども位置付けておくと有効です。

※ 地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じて、教科の目標とともに「様々な人権問題」、「人権一般」の中から「何を」、「いつ」、「どこで」、「どのように」扱うか示します。

(3) よりよい計画
にするために

各種教育計画は、作っただけでは「労多くして、功少なし」です。人権教育計画について、大切なのは、次のようなPDCAマネジメントサイクルを回していくことです。



このPDCAのサイクルの確立により、計画はより各学校の実態に応じた使いやすいものへと改善されていきます。そして、人権教育が教育活動全体で計画的、組織的に行われていくこととなります。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1 全体計画、年間指導計画を作成する。 | (Plan) |
| 2 全校体制で、人権教育指導計画を共通理解し、実践する。 | (Do) |
| 3 実践後の評価や反省を実施記録とともに蓄積し、確認する。 | (Check) |
| 4 見直しや修正をして、実態に応じた計画へと改善する。 | (Action) |

全体計画の見直し

自校の全体計画と年間指導計画を、次の観点から見直してみましょう。

- 人権教育の意義やねらいを全教職員が共通理解し、作成していますか。
- 児童生徒の実態、地域の願いを実態調査などで把握していますか。
- 社会の課題や関連法規、教育行政施策等を踏まえていますか。
- 児童生徒の発達の段階に応じた学年、または、低・中・高学年等のブロック別目標が設定され、目指す児童生徒像が具体的に示されていますか。
- 人権教育目標の達成のため、各教科等の特性に応じて、人権教育との関わりを考慮した教育活動計画を示していますか。
- 様々な人権問題への取組が、学校や地域の実情に応じたものとなっていますか。

年間指導計画の見直し

- 家庭、地域及び関係諸機関との連携について具体的に示していますか。
- 小学校6年間、中学校3年間で育てたい資質・能力を見据えた、系統的な計画となっていますか。
- 全体計画を受け、指導内容、方法等が具体的に記載されていますか。
- 各教科等、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動においては、意図的に直接的指導を設定したり、「育てたい資質・能力等」の重点化を図ったりしていますか。
- 人権教育に関する教職員の研修を具体的に位置付けていますか。
- 毎年、評価に基づいた見直しと改善を行っていますか。

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各 教 科	国語	◆カレーライス (感)		◆森へ(感)			◆やまなし(感)				◆海のいのち (感)	
	社会				◎江戸時代の身分 制と人々のくら し 【身分制】 【同】(知・判)	◎蘭学のはじまり 【解体新書】 【同】(知・判)	◎明治の新しい国 ◆づくり 【洪染一揆】 【同】(知・判) 【解放令】 【同】(知・感)	◎国力の充実をめ ◆ざす日本と国際 社会 【全国水平社運動】 【人】(知・感)		◎わたしたちのく らしと憲法 【日本国憲法・基 本的人権・アイ ヌの人々】 【人】(知・実)	◆わたしたちの願 いと政治のはた らき 【災】(知・感) 【外】(知・感・実)	
	算数											
	理科											
	音楽								◆ふるさと(感)			
	図工					◆わたしたちの大 切な風景(感)						
	体育				◎病気の予防 【H】(知・実)							
	家庭											
外国語活動	◆アルファベット クイズをつくら う(感)				◆できることを紹 介しよう(感)							
道徳					◆あなたの立場と わたしの気持ち 「お別れ会」 (感)	◆正直な心 「心のししゅう」 (感)		◎本当の友情とは 「いじめられて」 【子】(知)		◎差別を許さない ◆「奴隷解放の父 リンカーン」 【外】(知・感)	◆国を越えた文化 交流「ホワイト ハウスにできた 柔道場」 【外】(知・感)	◆世界の中の日本 「世界がもし1 00人の村だっ たら」【人】(知 ・感)
総合的な学習 の時間					◎共に生きる 【高・障・外】 (感・実)							
特別 活動	学級活動			◎エイズについて 考えよう 【H】(知・判・実)				◆お互いの立場を 尊重して 【性】(感・実)				
	児童会活動 (交流活動)								◎人権集会・ ◆人権標語作り 【子・人】 (知・判・感・技・実) ～人権週間～			◆6年生を送る会 (技・感)
	学校行事	◆1年生を迎える会 (技・感)		◆ 人権の花贈呈式 (感・実)								◆6年生を送る会 卒業式 修了式 (感)
その他 児童指導 (月別目標)	友達と仲良くしよう	約束を守ろう	衛生的で健康な生 活をしよう	身の回りをきちん としよう	みんなで協力しよう	ものを大切にしよう	友達のよいところ を認め合おう	健康な心と体をつ くろう	楽しく食事をしよう	礼儀正しくしよう	感謝の心で生活し よう	
研修 教職員研修		現職教育① 今年度の人権教育 の推進について	人権作文の準備		現職教育② 参加体験型の人権 学習について				現職教育③ 年間指導計画の作 成と見直し			
啓発 保護者・地 域に関する 内容	授業参観 学年懇談	家庭訪問	授業参観 学年懇談 人権だより	人権に関する作文 募集	運動会			人権教育だより		授業参観 学年懇談		

◎直接的指導 【女】女性 【子】子ども 【高】高齢者 【障】障害者 【同】同和問題 【外】外国人 【H】HIV感染者等 【犯】犯罪被害者等 【イ】インターネットによる人権侵害 【災】災害 【ア】アイヌの人々
【刑】刑を終えて出所した人 【性】性的指向・性同一性障害者 【ホ】ホームレス等 【拉】北朝鮮当局による拉致問題 【人】人権一般

◆本校の重点目標
「育てたい資質・能力等」 (知) …知性 (判) …判断力 (感) …感受性 (技) …技能 (実) …実践力

Q 3 基底的指導を充実させるためには、どのような実践が必要でしょうか。

基底的指導とは

授業を含め、教育活動全体を通じて、児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、これらを自分の問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時活動です。

休み時間や放課後の部活動等を含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切です。

教師の人権意識

基底的指導が学校生活の中で実践され、教育活動の中で機能するには、まずその大前提として、教職員が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、児童生徒一人一人が認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。

つまり、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、人権を尊重するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが、人権が尊重された雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくることになります。

学級経営における人権に配慮すべき場面



どの児童生徒にとっても、毎日通う学校が安心して居心地のよい場所であることはとても大切です。児童生徒が、自分自身を大切に思い、自分の思いや考えを伸び伸びと表現できる学級にするには、まず教職員が児童生徒一人一人を尊重することはもとより、温かい雰囲気をつくり出すための環境整備（物的・人的）を行わなければなりません。そして、その中心の役割を果たすのが、学級担任です。

以下、学校生活のそれぞれの場面における人権に配慮した日常の基底的指導について述べていきます。

- | | | | |
|---------|---------|----------|----------|
| (1) 授業 | (2) 登校時 | (3) 朝の会 | (4) 休み時間 |
| (5) 給食時 | (6) 清掃時 | (7) 帰りの会 | (8) 放課後 |

(1) 授業

① 児童生徒一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で、学校生活の大部分を占める授業が行われるよう配慮することが重要です。児童生徒の発達の段階による行動や人間関係づくりの特徴、一人一人の習熟度の違い等に配慮して、日々の授業を実践していくことが求められます。次のページのチェックリストを活用して、配慮すべきことを確認し、児童生徒の人権に配慮した指導を行いましょう。

【授業等で配慮したい人権尊重の視点からのチェックポイント】

具体的場面	配慮すべき内容・留意点
児童生徒の呼名	<input type="checkbox"/> 児童生徒によって異なる呼び方が、不公平感を与えていませんか。 (児童生徒一人一人に対するイメージや捉え方が、呼称の違いに表れること) (に気付いていますか。例)「〇〇さん、〇〇ちゃん、〇〇!等」
座席替えやグループ決め	<input type="checkbox"/> 児童生徒の実態を考えず、くじ引きや名簿順で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていませんか。 (座席やグループを決める際には、「合理的配慮」の視点を踏まえつつ、児童生徒の個々の事情(視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等)に十分に配慮していますか。)
教室での指名	<input type="checkbox"/> 日付順、席順、名簿順等の物理的条件で指名していませんか。 (常に児童生徒の応答を予想し、指名をしていますか。また、内容に応じて教師が指名の方法を選択し、意図的・計画的に発言を求めていますか。)
机間指導	<input type="checkbox"/> 机間指導の仕方に偏りはありませんか。 (座席表等に個別指導の記録をとり、意図的・計画的な机間指導を行うよう) (に心掛けていますか。)
授業づくりの視点	<input type="checkbox"/> ねらいや学習過程を示し、見通しをもたせた授業づくりを心がけていますか。 <input type="checkbox"/> 発言しない児童生徒に配慮し、適切な支援を常に意識していますか。 <input type="checkbox"/> 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりに努めていますか。 <input type="checkbox"/> 大多数の児童生徒の同意に安心し、違う考えをもっていたり違和感を感じたりしている児童生徒を見落としていませんか。 <input type="checkbox"/> 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示していますか。 <input type="checkbox"/> 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしていませんか。 <input type="checkbox"/> 他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てていますか。 <input type="checkbox"/> 互いの発言を最後まで聴く習慣や、誤答を大切にすることを身に付けさせていますか。 <input type="checkbox"/> ペア活動やグループ活動を行うときに、全員が活動に参加できているか観察し、必要に応じて適切な支援をしていますか。

・特別活動

- ①学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動や学校行事は、育てたい資質・能力等を育成する上で、重要な教育活動であることを、教師自身が理解しておくことが大切です。人間関係づくりや協働的な活動を通して、自他尊重の意識・意欲・態度や実践的な行動力の育成を目指しましょう。
- ②話し合い活動が、一人一人の児童生徒から出された意見や考えが尊重された公正・公平な活動となっているかを意識しましょう。

(2) 登校時



- ①児童生徒の登校前に、教室に向き、机や椅子が整っているか、黒板や掲示物に乱れがないか等、一人一人が安心して過ごせる教室環境であるかを確認しましょう。
- ②教師から明るい笑顔と声であいさつをしましょう。応答する声の響き具合や表情、友達同士のやりとりの様子などから、体調や心理状態、家庭での過ごし方等を把握し、必要に応じて、個別に声をかけ、サポートしましょう。

(3) 朝の会

- ①出席確認や健康観察では、一人一人と目を合わせ、敬称を付けて呼名を行います。その際、表情や声の響き具合、しぐさ等を見取りながら、児童生徒に変化がないか観察します。また、健康観察簿等の取扱いや保管の際には、児童生徒のプライバシーに配慮しましょう。
- ②遅刻が多い児童生徒に対しては、頭ごなしに叱るのではなく、家庭状況などその背後にある理由に目を向けて指導するよう心がけましょう。
- ③提出物が滞りがちである場合には、本人の責任なのか、家庭の事情によるものなのか、一人一人の背景が違うことに十分配慮し指導します。児童生徒の活動の成果を貼り出して、意欲を喚起する場合も、教育的な配慮をしましょう。
- ④児童生徒を対象にした検査や調査を行う場合には、安易に児童生徒に行わせることで、特定の児童生徒が、周囲から疎外されたり不本意なレッテルを貼られたりしないように、検査方法や検査結果の処理に注意しましょう。

(4) 休み時間

- ①休み時間は、友達を排斥するような、人権上問題と考えられる言動が見られるなど、授業中とは別の一面に気付かされることもあります。休み時間の交友関係や孤立しがちな児童生徒を把握し、学級経営に生かしましょう。
- ②友人とのトラブルが発生した時は、お互いの言い分やその場の状況を客観的な立場から公平に判断し、双方が納得するような指導を心がけましょう。また、できる限り複数の教職員で指導に当たり、冷静に対応しましょう。

いじめやトラブルが発生した時の教師の姿勢を、児童生徒は注意深く見ています。日頃、どんなに言葉で正論を伝えても、実際の学級や学校にいじめ等の問題が存在し、教師が十分に対応していないと児童生徒が感じたならば、信頼関係は築けません。トラブルが発生した時こそ、人権が侵害されている児童生徒を真剣に守ろうとする姿勢、教師の人権意識が試されていると自覚して対応しましょう。

③児童生徒の連絡帳・生活ノート等の記録から、児童生徒の表出できない悩みや不安等を読み取るように努めます。気になる表現があったら、本人の話をじっくり聴くとともに、他の教職員や保護者と連携を図るよう心がけましょう。

(5) 給食時

①給食当番の役割分担や、配膳された分量に不公平がないか注意を払います。

②会食中に差別的な発言や相手を嫌な気持ちにさせる言動があった場合には、その場で適切な指導をしましょう。また、教師がグループに輪番で入って会食することは、児童生徒の把握や交流の貴重な機会となります。普段会話が少ない児童生徒や授業中には見せない一面をもつ児童生徒への新たな気付きにもつながります。

(6) 清掃時



①児童生徒が清掃分担場所に分かれて行うので、学級担任だけではなく、多くの教師と連携・協力して指導に当たしましょう。

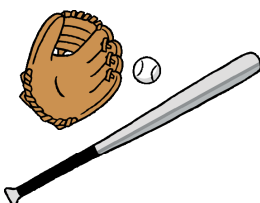
②教師が児童生徒と協働する姿勢を示すことが大切です。その中で、清掃班内の仕事分担に不公平さや強者弱者の関係性がないかを観察し、指導することが必要となります。

(7) 帰りの会

①学級全体で、一人一人のよさやがんばりを認め合い、賞賛できる大切な機会として意識し、共感的、受容的な学級の雰囲気づくりを進めていきましょう。

②学級内にトラブルや問題点、人間関係の不安や気まずい雰囲気が見られた時には、その日のうちに教育相談を行ったり、原因の解決に努めたりします。

(8) 放課後



①積極的に活動場所に行かなかったり、家に帰りたがらなかつたりしている児童生徒は、何らかの理由があることが予想されるので、何気ない会話の中から、児童生徒の置かれている状況を把握するように心がけましょう

②部活動では、先輩から後輩への高圧的な態度や公平さを欠いた態度が見られないか、常に全体に目が届くようにします。また、指導する際にも、一人一人の気持ちに寄り添い、公平に接するように心がけます。さらに、体罰や暴言等の児童生徒の人権を無視した言動が起こりやすい場面であることを強く認識し、行き過ぎた指導になら



ないように十分に気を付けましょう。

- ③児童生徒が帰った後の机やロッカー等の様子からも、児童生徒一人一人の学校生活の様子が把握できることがあります。気になる点があった場合には、なるべく早く声をかけて聴くようにします。特に、落書き等による誹謗中傷等には十分注意を払いましょう。
- ④放課後の活動や部活動が終了した後の教室や部室、体育館などを点検し、器物破損や個人への中傷がないか注意します。

コラム : 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

【参考資料】

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～ より

Q 4 直接的指導、間接的指導とは、どのようなものでしょうか。

直接的指導とは

直接的指導とは、各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題を学習内容として取り上げ、各教科等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導です。

人権一般とは

人権一般とは、「基本的人権について」、「基本的人権を構成する様々な権利（自由権・平等権・社会権・参政権・請求権など）」、「人権が獲得されるまでの歴史」、「新しい人権（環境権・知る権利・プライバシーの権利・自己決定権など）」など、人権とはどのようなものかということについて扱う内容を指しています。

様々な人権問題とは

女性

「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識から、社会生活の様々な場面で、女性が不利益を受けるなどの問題があります。また、夫などからの暴力（DV、デートDV）やセクシャル・ハラスメントなどの問題があります。

子ども

学校では、子どもたち同士のいじめ、暴力行為、不登校、教師による体罰などの問題があります。また、社会に目を向ければ、児童虐待のほか、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などの問題があります。

高齢者

身体面や精神面の衰えに対し、高齢者を疎外したり、蔑視したりするなどの問題があります。また、就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待などの問題もあります。

障害者

障害のある人に対する環境や人々の理解はいまだ不十分であり、就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、入居・入店拒否などの問題、さらに、施設における劣悪な処遇や身体的虐待などの問題があります。

同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、今なお、特定の地域出身や、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職などで差別を受けるなどの問題があります。同和関係者に対する差別発言や落書きなどの問題もあります。

外国人

言語や生活習慣等の違いから、外国人であることを理由に就労差別や入居・入店拒否の問題のほか、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動（いわゆるヘイトスピーチ）などの問題があります。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する差別のほか、プライバシーの侵害などの問題があります。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件によって、命を奪われるなどといった直接的な被害のほか、事件にあったことによる精神的ショック、心ない人々による風評被害、マスメディアの興味本位の報道によるプライバシーの侵害などの問題があります。

インターネットによる人権侵害

自分の名前などを明らかにしなくても不特定多数の人に自由に情報発信できるインターネットの特性の悪用により、他人の誹謗・中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報を掲載したりするなどの問題があります。

災害に伴う人権問題

災害で被災された人々に対する偏見や差別、風評による心ない嫌がらせ等の問題があります。また、災害発生時の避難所においては、プライバシーの確保の問題をはじめ、高齢者や障害者等の人がより一層厳しい状況に置かれるという問題があります。

アイヌの人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、豊かで独自の文化や伝統を築き上げてきました。これらの人々に対する理解不足から、結婚や就職に際しての差別のほか、差別発言などの問題があります。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する周囲の人々からの偏見や差別意識によって、現実的に社会復帰の機会が与えられない場合があります。また、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題もあります。

性的指向・性同一性障害者（LGBT※）にかかわる人権問題

同性や両性を愛する人や「体の性」と「心の性」とが一致しない性同一性障害のある人がいます。これらの人々に対する理解不足から、心ない好奇の目で見られたり、偏見や差別を受けたりするなどの問題があります。

※ LGBT…女性の同性愛者を表すLesbian、男性の同性愛者を表すGay、両性愛者を表すBisexual、「体の性」と「心の性」の不一致等を意味するTransgenderの頭文字をとった言葉である。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

厳しい雇用情勢など様々な理由から生活が困窮し、中には公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされている人々があります。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題や、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないなどの問題があります。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代～80年代にかけて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）によって日本人が拉致された問題です。政府は、これまでに17名を拉致被害者として認定しています。

各教科等への位置付け

直接的指導では、本時における各教科等の目標を達成すると同時に人権一般や様々な人権問題についての学習を通して、差別解消を図るための資質や能力を身に付けていきます。

その際、直接的指導において扱う人権問題については、各学校でそれぞれの人権問題に関わる内容を各教科等の指導計画から洗い出すとともに、地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達の段階に依拠して、それぞれの学年における各教科、道徳、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間の指導計画に適切に位置付け、意図的・計画的に指導していくことが必要です。

直接的指導の授業実践に当たって

(共感的理解)
(明るい展望)

直接的指導の授業実践に当たっては、それぞれの人権問題に対する知的理解だけにとどまることなく、相手（被差別者、社会的な支援を必要としている人々、少数者等）の立場に立って物事を考え、偏見や差別の不当性を正しく捉えるとともに、その人の喜び、怒り、悲しみ、苦しみ等を自分のこととして感じ理解する、いわゆる、「共感的理解」を深めることが大切です。

また、差別を受けた人々が生産や労働を通じて社会や文化を支えたり、社会的な支援を必要としている人々が優れた芸術作品を制作したりするなどして、力強く生き抜いてきたことなどを十分に捉えさせ、児童生徒が問題の解決に向けて、「明るい展望」がもてるように指導することも重要です。

調査結果や指導資料の活用

直接的指導は、各教科等の特質や児童生徒の実態に応じて適切に実践していくことが望まれますが、実践に当たっては、過去の調査結果や指導資料を効果的に活用することが大切です。

栃木県教育委員会が実施した「平成26年度人権教育推進状況調査」では、以下のような結果となっています。

- 「人権教育推進の手引」について確認し合っていますか。

小学校 74.1% 中学校 44.8%

- 人権教育推進上活用しているものはどれですか。

[学校教育課発行の人権教育指導資料]

小学校 30.7% 中学校 23.6%

これらの結果から、各学校において指導資料が十分に活用されていないことがわかります。また、授業で扱う人権問題によっては、参考となる資料が見つからない、活動例が思い浮かばないなど、実践上の課題も見られます。

そこで、以下に示した人権教育指導資料を、各学校における人権教育の充実のために活用していただきたいと思います。



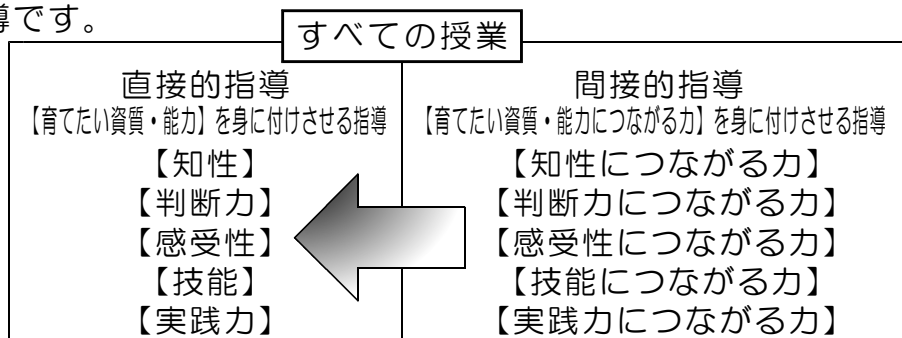
左：「様々な人権問題に関する指導資料集—平成22年度版—」 栃木県教育委員会事務局学校教育課（平成23年3月）

右：「人権教育のすすめ方～実践事例集～」

栃木県教育委員会事務局学校教育課（平成27年3月）

間接的指導とは

間接的指導とは、直接的指導以外のすべての授業を通じ、各教科等の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導です。



間接的指導でも、各教科等本来の目標を達成することが大切です。



指導者として配慮すること

直接的指導、間接的指導のいずれにおいても、授業中における基底的指導に十分配慮することが大切です。また、指導者は、各教科等の目標を達成することが、「育てたい資質・能力（差別解消を図るための資質・能力）」の育成にも深く関わっていることを、十分に認識することが大切です。

コラム：性的マイノリティの理解

人間の「性の在り方」は「男性と女性」に二分できるものではなく、「体の性」、「心の性」「好きになる性」など様々な要素が複雑に絡み合い構成されていて個人的な差があるものです。「これが普通」、「こうあるべき」と思われている「性の在り方」に当てはまらない少数の立場にある人たちは総称して「性的マイノリティ」といわれます。

平成26年6月、文部科学省は、「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」において606件の報告があったことを公表しました。また、民間の研究機関による調査では、性的マイノリティに該当する人は7.6%（13人に1人の割合）との結果もあります。

性的マイノリティの子どもたちは身近に存在するということを踏まえ、一人一人の教職員が、悩みや不安を抱える子どもたちのよき理解者となるように努めるとともに、性的マイノリティについて正しく理解し、違いを認め合える雰囲気や環境づくりに配慮することが大切です。

※ 「人権教育推進の手引」では、授業等で取り上げる人権問題の一つとして、「性的指向・性同一性障害（LGBT）にかかわる人権問題」を示しています。

※ 22～25ページに、性的マイノリティを扱った学習指導案例を掲載しましたので、御活用ください。

【参考資料】

「平成27年度 人権教育指導者用リーフレット 誰もが自分らしく生きるために」

栃木県教育委員会事務局総務課人権教育室（平成27年10月）

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成28年4月）

【学習指導案例】「基本的人権が尊重された社会について考えよう」

中学校第3学年 社会科学習指導案

1 小単元名 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

2 小単元の目標(略)

3 小単元設定の理由(略)

4 生徒の実態(略)

5 人権教育との関連

本小単元では、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。

人間の尊重については、様々な差別の具体的な事例を取り上げることで、差別の実態を正しく認識するとともに(知性)、違いを認め、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能を身に付けさせたい。(技能)

6 指導計画と評価計画(略)

7 本時の指導

(1) 題目 基本的人権が尊重された社会について考えよう

(2) 本時の目標

性的マイノリティへの差別について理解し、話し合いを通して、基本的人権が尊重された社会にするために必要なことを考えることができる。(社会的な思考・判断・表現)

(3) 人権教育の視点

- 人間の性は多様であることや、性的マイノリティへの差別の実態を正しく認識することができる。(知性)
- 人間の性は多様であることを受容するとともに、基本的人権が尊重された社会にするためには、どのようなことが必要かを適切に表現し、話し合うことができる。(技能)

(4) 生かしたい生徒

A：社会的事象への関心が高く、性的マイノリティに関する新聞記事をスクラップしたり、友達とニュースについて話したりしている姿が見られる。また、授業では自分の意見を積極的に発表することができる。話し合いの場面でAが発表した意見を、全体の共有の場面で取り上げることで、学級全体の話し合いを深めたい。

(5)展開

◎人権教育上の配慮 □生かしたい生徒への支援

学 習 活 動	時間	教 師 の 支 援 と 評 価	資料・準備
1 本時の学習課題を確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 性的マイノリティへの差別について理解し、基本的人権が尊重された社会にするためにはどのようなことが必要か考えよう。 </div>	5	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞記事やテレビ番組などで、「性的マイノリティ」という言葉を聞いたことがあるか、知っているかを確認する。 ◎本時の流れを示すことで、学習の見通しをもてるようにする。 	
2 性的マイノリティについて理解する。	10	<ul style="list-style-type: none"> ◎人間の性の在り方は男性と女性に二分できるものではなく、様々な要素が絡み合い構成されていることを理解するために、資料プリントを活用して説明する。(知性) ・生徒の理解が容易になるように、資料の中にQ&A方式で質問・回答を記載する。 	資料プリント①
3 性同一性障害の人(上川あやさん)の生き方を知る。	10	<ul style="list-style-type: none"> ◎性的マイノリティの生きづらさや差別の不当性を正しく理解するために、上川あやさんについての資料プリントを活用する。(知性) ・差別を解消しようと力強く活動に取り組む上川あやさんの生き方に触れ、明るい展望がもてるようにする。 	資料プリント②
4 性的マイノリティが自分らしく生活できる社会にするためにはどのようなことが必要であるかについて話し合う。	20	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で考えてから、グループで話し合うことで考えを深めさせ、意見を全体で共有する。 ◎互いの意見を尊重した話し合いができるよう机間指導を通して支援する。 ◎人間の性は多様であることを受容した上で、どのようなことが必要であるかを話し合うために、付箋紙に自分の考えを書き、発表したり話し合うように助言する。(技能) □全体の共有の場面でAが発表した意見を取り上げることで、話し合いをさらに深める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【思・判・表】基本的人権が尊重された社会にするために必要なことを多面的・多角的に考察し、自分の考えをまとめている。 (観察・発表・付箋紙・模造紙)</p> </div>	付箋紙 模造紙
5 本時の学習を振り返る。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りシートに本時の学習で分かったこと、考えたことを記入するように伝える。 ・日頃から、自分らしく安心して生活できる環境づくりが大切であることを確認する。 	振り返りシート

性的マイノリティとは？

3年（ ）組（ ）番 名前（ ）

世の中は、男性と女性の二つの生物学的性で分類されがちです。しかし、生まれもった性（「体の性」）と、心で感じている性（「心の性」）が違っている場合があります。「体の性」と「心の性」が違っているという確信をもち、時には、自分を身体的に、社会的に、心で感じている性に適合させようと望むことさえある状態のことを「性同一性障害」と言います。

さらに、性的指向（どんな性に魅力を感じるか）も様々です。自分とは違う性（異性）に魅力を感じる人を、「異性愛者」といいます。しかし、すべての人が「異性愛者」とは限りません。自分と同じ性の人に魅力を感じる人（「同性愛者」）や、男性にも女性にも魅力を感じる人（「両性愛者」）もいます。

社会的には少数派のそういった人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。

【Q&A】

Q1 テレビに出ている人の中には、女性の格好をしている男性がいます。見た目と、性的指向（どんな性に魅力を感じるか）は関係があるのですか？

A1 男性が女性の格好をしているからといって、性的マイノリティとは限りません。「異性愛者の男性」だけれど女性の格好をする人や、見た目はまわりの男性と変わらないのに性的マイノリティである人など、様々な人がいます。見た目だけで判断しないことが大切です。

Q2 同性愛は治るのですか？

A2 感じ方やものの見方は、成長とともに変わることもあります。ですから、今、同性のことが好きでも、将来どうなるかは分かりません。しかし、「治る」という言い方は、まるで同性愛が病気であるような偏見を与えます。同性愛は病気ではありません。同性愛は、人間のもつ性的指向の一つであり、その人の個性と考えましょう。

また、好きな相手が異性であろうと同性であろうと「愛」に変わりはありません。人を好きになることは大切なことですので、その気持ちを否定的に思わないようにしましょう。

Q3 友達が、同性愛者かもしれないのですが・・・

A3 誰かを好きになることや、恋をすることはすばらしいことです。同性愛者は、異性ではなく同性に恋をする、というだけのことです。同性愛者は、異性愛者中心の社会の中で、少数派（マイノリティ）であるがゆえ、大きな不安や孤独を感じています。ですから、周囲の人は、その人の気持ちを理解し、それをその人の個性として認めることが大切です。

同性愛者であることを打ち明けられたら、まずは、自分を信頼して大切なことを打ち明けてくれたことに感謝したいものです。また、同性から交際を申し込まれたら、異性から交際を申し込まれたときと同様、誠意をもって自分の気持ちを相手に伝えることが大切です。

どちらの場合も、自分一人で受け止めきれないときは、身近な信頼できる人に相談するか、相談機関に相談しましょう。

なお、自分自身が同性愛者かもしれないと思ったときは、同じ性的指向をもっている人が世の中にいること、また相談できる人や機関があることを忘れないでください。

【参考資料】人権学習ワークシート集—人権教育実践のために 第14集（小・中学校編）

（神奈川県教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ H26.2） より

● 私からのメッセージ 上川あや

本当に困っている人こそ、声を上げることが難しい。

それが「性同一性障害」を抱えて生きてきた私の実感です。27歳まで「男性」として暮らし、30代に入り「女性」として生きるようになりました。男性の身体を持って生まれましたが、幼い頃から自分を男と思いませんでした。自分らしく振舞えば「男らしくない」と非難され、好きになるのはいつも男性。そんな自分が自分でも理解できず、誰にも相談できずに自分の心を偽って生きていました。

世間は典型的であることを是とする空気に満ちていて、世間の「フツウ」から外れることが恐ろしかったのです。

～（中略）～

また、顔を出して活動するようになってから、性的少数者に限らず、社会にはさまざまな立場の少数者がいて、かつての私と同じように声も出せずに暮らしていることを知りました。

とことん困って苦しんで、模索を繰り返した今、私が感じるのは、この社会では「声を上げないといないことにされてしまう」現実です。黙ったままでは状況は変わりません。

（出典 ちいさな声、社会にとどけ！世田谷区議会議員 上川あやホームページ
『変えてゆく勇気～「性同一性障害」の私から』 ●私からのメッセージ より一部抜粋）

上川あやさんのプロフィール

- 1968年 東京生まれ。法政大学経営学部卒業後、都内の公益法人に就職、広報部門スタッフとして5年間勤務。
- 1998年 精神科医より「性同一性障害」であるとの診断を受ける。同年6月、世田谷区へ転居。以来、区内に在住。
- 2000年 1月より2003年5月まで性同一性障害を持つ人々の自助・支援グループ（TNJ）の運営メンバーを務め、勉強会や交流会、一般向けのシンポジウム開催など性同一性障害を持つ人々の自助・支援活動に携わる。
- 2003年 4月、性同一性障害であることを公表の上、世田谷区議会議員選挙に立候補し当選。5月より世田谷区議会議員。
- 2005年 4月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づき、性別の変更が認められた。



（出典 ちいさな声、社会にとどけ！世田谷区議会議員 上川あやホームページ より）

Q 5 学習指導案に人権教育を位置付けるときは、どのようなところに配慮したらよいでしょうか。

学習指導案の作成

授業の中で人権教育を機能させるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」を明確にし、学習指導案に位置付けることが必要です。人権教育が学校の教育活動全体を通じて行われることを踏まえ、すべての学習指導案に「育てたい資質・能力等」を位置付けるのが望ましいと言えます。

学習指導案の作成に当たっては、児童生徒の発達の段階や地域の実態、各教科等の特質に応じて、適切に人権教育が位置付けられるように検討し、自校の「育てたい資質・能力等」が身に付くよう積極的に指導していくことが大切です。

その際、各教科等のねらいと人権教育で「育てたい資質・能力等」との関連に十分配慮します。

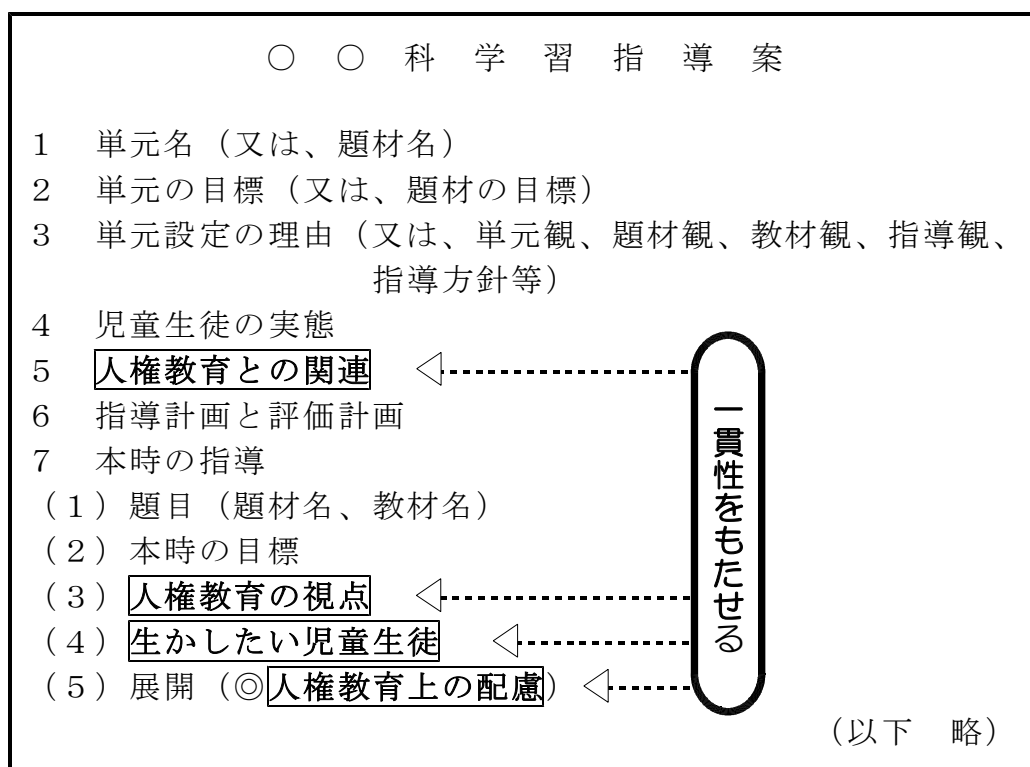
また、学習指導案に位置付ける「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」は、一貫性があるように設定します。

なお、単元レベルで設定する「人権教育との関連」については、道徳や特別活動では、設定する必要はありません。

学習指導案の形式

学習指導案の形式に決まったものはありませんが、一般的には次のような形式が考えられます。

【例】



人権教育との関連
【単元（題材）の指導における関連】

単元（題材）の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力等」との関わりについて述べます。

直接的指導を含む単元では、「育てたい資質・能力」との関わりを優先的に記載します。また、直接的指導を含まない（間接的指導のみの）単元では、「育てたい資質・能力につながる力」との関わりについて記載します。

人権教育の視点
【本時の指導における視点】

本時のねらいや学習内容、指導方法（学習形態など）が、「育てたい資質・能力等」とどのように関連しているかを述べます。直接的指導では、「育てたい資質・能力」との関連について記載し、間接的指導では、「育てたい資質・能力につながる力」との関連について記載します。そして、ここで述べられた内容は、展開において「人権教育上の配慮」として具体的に押さえられ、生かされていくこととなります。

なお、一単位時間の中で、「知性」、「判断力」、「感受性」、「技能」、「実践力」をすべて位置付ける必要はありません。例えば、小学校6年生の社会科で「渋染一揆」を取り上げる直接的指導を行う場合でも、「育てたい資質・能力」として、「知性」及び「感受性」の育成に焦点を当てて実施するケースや「判断力」の育成に絞って展開するケースなどが考えられます。

人権教育上の配慮
【展開における配慮】

「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力等」を身に付けるための支援や配慮事項を、学習内容や、指導方法との関わりから、「人権教育上の配慮」として、本時の指導の展開の中に具体的に記述します。

記述する事項として、次のようなものが考えられます。

（１）学習内容との関わりから【記述例】

①社会科における直接的指導

差別に対する同情ではなく、解放令以後も残された差別に対する人々の怒りや悲しみ、差別のない社会を目指して立ち向かっていった人々の勇気に着目し、吹き出しに書かせることでその気持ちを共感的に感じられるようにする。（感受性）

②道徳の時間における直接的指導

役割演技を取り入れることで、不当な差別を受けたキング牧師の気持ちに共感させる。（感受性）

③総合的な学習の時間における間接的指導

自分の考えをまとめたり、友達の考えを聞いたりすることで、すべての人々にやさしいまちづくりについてさらに考えを深めることができるようにする。（判断力）

(2) 指導方法との関わりから【記述例】

①個人差に応じたワークシートの活用

学習を進める上で個人差があることを考慮して、難易度の違う2種類のワークシートを用意し、誰もが自分なりの意見や考えをもてるようにする。なお、難易度の低いワークシートを選んだ児童生徒が劣等感を抱かないように、ワークシートについて説明する際に配慮する。

②作業の遅れがちな児童生徒への支援

励ましの声をかけながら机間指導をし、作業が遅れがちな児童生徒に手順などを助言する。

③グループ学習

グループで記録の確認をさせ、ノートにまとめられない友達に対し、温かく手助けができるように助言する。

④発表の聞き方

発表によく耳を傾けさせ、友達のよさや素晴らしさを心から賞賛できるよう助言する。

生かしたい児童生徒

一人一人の児童生徒が、より生き生きと活動に取り組むためには、教師が児童生徒の学習状況を的確に把握し、必要な支援を行うことが求められます。そのためには、本時の中で「生かしたい児童生徒」を設定し、授業で意図的に支援を行うことが挙げられます。

具体的には、「育てたい資質・能力等」を育成することに関して、本時の中で配慮したり、よさを取り上げたりする児童生徒を設定します。授業の中で意図的に支援することで、その子のよさを引き出したり、学級全体に生かしたりします。

なお、生かしたい児童生徒は、固定化されるべきものではなく、授業によって変わるという意識をもつことが必要です。設定する児童生徒の人数は、一人のみというわけではなく、場合によっては二人になることも考えられます。

また、生かしたい児童生徒に対して、どのようなことに配慮したり、どのようなよさを取り上げたりするのかを指導案の展開の中に、具体的に記述しておくといよいでしょう。

(1) 配慮をすることでその子のよさを引き出す【記述例】

小学校社会科 第6学年 同和問題

題材名 水平社運動

本時の目標

水平社運動について調べることにより、全国水平社創立の目的や経過について理解するとともに、差別の不当性に対して立ち上がった人々の行動について考えることができる。

人権教育の視点

全国水平社が創立されるまでの経緯について、正しく理解することができる。(知性)

差別を受けてきた人々の願いや気持ちを考え、差別解消に立ち向かう山田少年の考えや決意に共感することができる。

(感受性)

生かしたい児童

A：学習面では、大変積極的で理解力がある。生活面では、リーダー的な存在であるが、やや自己中心的な行動が見られることもある。本時では、差別をされてきた人々の思いや願いに共感することを通して、相手の立場やお互いの考えを認め合えるようにしたい。また、自分の意見だけでなく友達の発表にも耳を傾け、お互いに認め合える態度を育てたい。

(2) その子のよさを学級全体に生かす【記述例】

小学校家庭科 第6学年 高齢者

題材名 自分の生活や地域の生活を見つめてみよう

本時の目標

自分の生活と地域が深く関わっていることに気づき、自分のできることを考えることができる。

人権教育の視点

私たちの生活は、地域の高齢者とも深く関わっていることに気づき、高齢者との関わりを大切にしていこうとする意欲をもつことができる。(実践力)

生かしたい児童

A：何事にも意欲的に取り組んでおり、発言・発表も多い。祖母と同居していることから、地域の活動についてよく知っている。地域の人々との関わりについて意見を発表させ、話し合い活動を活発にしていきたい。

【学習指導案の位置付け例】 ー直接的指導ー

中学校第2学年 社会科学習指導案

1 小単元名 第一次世界大戦と日本

2 小単元の目標(略)

3 小単元設定の理由(略)

4 生徒の実態(略)

直接的指導においては、小単元の目標や学習内容等と各学校で設定する「育てたい資質・能力」との関連について記述します。

5 **人権教育との関連**

本小単元では、第一次世界大戦後に起こった様々な社会運動について取り上げる。

それぞれの社会運動の背景にある差別の実態を正しく認識し(知性)、自分たちの生活や権利の向上を目指し、勇気をもって立ち上がった人々の生き方や思いを考えさせたい。(感受性)

6 指導計画と評価計画(略)

7 本時の指導 (5/6)

(1) 題目 解放を求めて

(2) 本時の目標

全国水平社を創立した人々の思いを考えることを通して、創立に至った背景や目的について考察することができる。(社会的な思考・判断・表現)

直接的指導では、本時において扱う内容や指導方法を踏まえ、各学校で設定する「育てたい資質・能力」をより具体的に記入します。

(3) **人権教育の視点**

- ・解放令から全国水平社創立までの背景を知ることができる。(知性)
- ・差別解消に向けて立ち上がった人々の思いを考えることができる。(感受性)

※「実践力」を設定する場合は、主に意欲や態度の育成になるため、「～しようとする。」などと記述します。

(4) **生かしたい生徒**

本時の中で生かしたい児童生徒を設定し、授業において意図的に支援を行います。配慮したい児童生徒への支援だけでなく、よさを伸ばしたり、学級全体に生かしたりする指導や支援の内容、生かす場などを記述します。

A：歴史への関心が高く、江戸時代の厳しい身分による差別に関する学習では、差別を受ける人々の心情に寄り添い、制度や差別意識に対する憤りをノートにまとめていた。資料から分かることを共有する場面において意図的に指名することで、他の生徒が水平社運動の背景について考えを深めるための一助としたい。

B：道徳の授業では、差別を受ける主人公の心情を読み取り、自分を振り返りながらそのつらさについて考えることができた。意見を発表することが苦手なため、机間指導において、よさを認めてから発言を取り上げ、その考え方を全体で共有できるようにしたい。

学 習 活 動	時間	教 師 の 支 援 と 評 価	資料・準備
<p>1 本時の学習課題を確認する。</p> <div data-bbox="151 360 501 510" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全国水平社の創立に関わった人々は、どのような思いで運動を進めていったのだろう。</p> </div>	3	<ul style="list-style-type: none"> 前時の学習を想起させ、デモクラシーの風潮が様々な社会運動に発展していたことを確認する。 社会運動の高まりの中で、差別されていた人々の間にも運動が起こったことを確認する。 <p>◎本時の流れを示し、見通しをもたせる。</p>	資料・準備 ホワイトボード
<p>2 課題について、自分の経験や既習事項をもとに理由を挙げて予想を立てる。</p>	7	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、全国水平社が創立されたのかに注目させる。また、水平社宣言を読み、差別されてきた人々の間に変化が起こりつつあることを予想できるようにする。 水平社宣言をやさしく書き直した資料も用意し、理解ができるようにする。 	ワークシート 資料プリント
<p>3 解放令以後も残された差別の実態を資料から読み取る。</p> <div data-bbox="135 875 555 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「人権教育の視点」で設定した「育てたい資質・能力」を身に付けるための支援や配慮事項を、具体的に記述します。 ()の中に育てたい資質・能力を示します。</p> </div>	10	<ul style="list-style-type: none"> 用いる資料の内容が、必ずしも全ての被差別部落で起こったことではないことを確認する。 解放令に関する資料を用い、被差別部落の人々の生活がどのように変化したのか考えるように助言し、「解放」とは名ばかりであった事実に気付かせる。 <p>◎明治政府が差別解消のために対策を行わなかったため、差別が残ってしまっている様子を資料から読み取らせる。(知性)</p>	
<p>4 差別を受けていた人々は、差別に対しどのような行動をとったのかを調べ、その時の人々の思いについて話し合う。 (個人→グループ→全体)</p>	20	<ul style="list-style-type: none"> 様々な資料を活用し、運動が起きた社会的背景や水平社運動が目指したことを読み取れるようにする。 資料から読み取れる事実を根拠に、全国水平社の創立に関わった人々の思いを考え、グループごとにホワイトボードにまとめるよう指示する。 	資料プリント ワークシート ホワイトボード
<div data-bbox="188 1384 571 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基底的指導に関わる配慮事項</p> </div> <div data-bbox="135 1518 555 1608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「育てたい資質・能力」を身に付けるための支援や配慮事項</p> </div>		<p>◎互いの意見を尊重した話し合いができるよう机間指導を通して支援する。</p> <p>◎差別に対する同情ではなく、解放令以降も残された差別に対する人々の怒りや悲しみ、差別のない社会を目指して立ち向かっていった人々の思いを考えさせることで、その勇気に着目させ、共感できるようにする。(感受性)</p>	ワークシート
<p>5 本時の学習課題について振り返る。</p>	10	<div data-bbox="624 1675 1321 1816" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【思・判・表】全国水平社を創立した人々の思いを考えると同時に、この運動が起きた社会的背景などを多面的・多角的に考察し、自分の考えをまとめている。(観察・発表・ワークシート)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 本時の課題について、分かったことや感じたこととして、全国水平社の創立に関わった人々の思いとこれからどのような生き方をしていくかについてまとめさせる。 「水平社宣言」は、日本で最初の人権宣言といわれ、民主的な内容をもつ優れたものであることを補説する。 	

【学習指導案の位置付け例】 一 間接的指導一

小学校第2学年 国語科学習指導案

- 1 単元名 むかし^{てん}ばなし展を開こう
教材名「かさこじぞう」 他 日本の昔話

- 2 単元の見目標(略)
3 単元設定の理由(略)
4 児童の実態(略)

間接的指導においては、単元の見目標や学習内容等と各学校で設定する「育てたい資質・能力につながる力」との関連について記述します。
また、() には、どの資質・能力につながるのかを記入します。

5 **人権教育との関連**

本単元では、共通学習教材や自分が選んだ本について想像を広げ、そのよさを紹介する学習活動を行う。登場人物や友達の思いを感じ取り、受け止める学習活動を通して、相手の立場に立って心情を想像し、共感的に受け止めることができるようにする。(感受性)また、友達と協力し合い、これまでに気付かなかった新しい見方や考え方を柔軟に取り入れるための技能を身に付けさせたい。(技能)

これは、本校の育てたい資質・能力「相手の心情を思いやり、共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみ、怒りを感じ取ることができる感受性」、「お互いの存在を認め合い、尊重し合う関係を築くための社会的なスキルを身に付けることができる技能」の育成につながると思う。

このように、関連をより明確にするために、各学校が設定する「育てたい資質・能力」とのつながりについて記載してもよいでしょう。

- 6 指導計画と評価計画(略)

- 7 本時の指導 (5 / 10)

(1) 題材名 いちばんすきなところを見つけ、そのりゆうをつたえよう

- (2) 本時の見目標

登場人物の言動を手がかりに一番好きな場面を選んだ理由をはっきりさせ、想像を広げながら読むことができる。(C読むこと ウ)

間接的指導では、本時において扱う内容や指導方法を踏まえ、本時で育成する「育てたい資質・能力につながる力」を具体的に設定します。

- (3) **人権教育の視点**

友達との交流において、自分と異なる考えを尊重して受け入れ、交流後に相手への感謝を伝えることができる。(技能)

「人権教育の視点」を受けて、本時の中で配慮したい児童生徒を設定し、授業中に意図的に支援を行います。

- (4) **生かしたい児童**

A：学力が高く知識も豊富なため、自分の意見を積極的に発表することができるが、自分と異なる意見や間違っている意見を否定することがある。交流場面での言葉かけにより、交流によって自分の考え方が広がることに気付かせ、友達への感謝の気持ちを素直に伝えることができるスキルを身に付けさせたい。

(5) 展開

◎人権教育上の配慮 □生かしたい児童への支援

学 習 活 動	時間	教 師 の 支 援 と 評 価	資料・準備
<p>1 前時までの学習を振り返り、本時の学習課題を確認する。</p> <div data-bbox="137 421 501 562" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いちばん好きなどころを見つけ、そのりゆうをつたえよう。</p> </div> <div data-bbox="197 577 580 636" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基底的指導に関わる配慮事項</p> </div>	5	<ul style="list-style-type: none"> • これまでの学習を振り返ることができるよう、学習計画表と学習の足跡を掲示しておく。 • 前時では場面ごとのできごとを確かめ、あらすじづくりを行ったことを確認する。 • 本時は、作品の一番好きなどころを見付け、その理由を書くことを知らせる。 <p>◎本時の流れを示し、学習の見通しをもてるようにする。</p>	<p>学習計画表</p> <p>ホワイトボード</p>
<p>2 「かさこじぞう」の中で一番好きなどころを考える。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> • なかなか見付からない児童には、登場人物のどんなセリフや行動が印象に残っているか、気に入った文はどこかなどを確認し、それが好きなどころを探す手がかりとなることを伝える。 • 教室内に場面ごとの見出しと拡大した文章、絵を掲示し、選んだところが書かれている場面に自分の名前が書かれた付箋を貼るように指示する。 	<p>ワークシート</p> <p>拡大文章 場面絵 名前付箋</p>
<p>3 友達と交流し、選んだところがどうして好きだと思ったのか伝え合う。</p> <div data-bbox="137 1106 517 1173" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>必要に応じて記載します。</p> </div>	10	<ul style="list-style-type: none"> • 付箋を貼った場面の前に集まって、好きだと思っ理由を伝え合うように指示する。 • いろいろな友達と進んで交流できるよう、「こうりゅうマーク」の欄に印を付けさせ、意欲につなげる。 <p>□友達と交流し、いろいろな考え方に触れることができたことは、素晴らしいことであることを机間指導をしながら伝える。</p>	<p>画板</p>
<div data-bbox="137 1218 533 1464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「人権教育の視点」で設定した「育てたい資質・能力につながる力」を身に付けるための支援や配慮事項を、学習内容、指導法について具体的に記述します。</p> </div>		<p>◎自分と異なる意見も、自分には考えつかなかった「すてきな考え」として受け入れ、交流の後には必ず友達に感謝の言葉「ありがとう」を伝えるように助言する。(技能)</p>	
<p>4 理由の書き方について確認する。</p>	5	<ul style="list-style-type: none"> • 交流で出されていた児童の意見を取り上げ、理由の書き方のポイントを示す。 	
<p>5 好きなどころとその理由について友達に紹介する文を書く。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> • 交流での友達の意見も参考にしてもよいことを伝える。 <div data-bbox="624 1653 1321 1794" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【読む】好きなどころを選んだ理由について、登場人物の言動や文章の表現を手がかりにはっきりさせ、想像を広げながら読んでいます。 (ワークシート)</p> </div>	<p>ワークシート</p>
<p>6 本時の学習を振り返る。</p> <div data-bbox="213 1912 596 1980" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基底的指導に関わる配慮事項</p> </div>	5	<p>◎多様な見方があったこと、交流によって個々の考えに深まりが出たことを賞賛する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今日分かったことを学習計画表に書くように指示するとともに、次時は自分が選んだ作品の好きなどころとその理由を紹介文に書くことを伝える。 	<p>学習計画表</p>

お わ り に

本資料は、人権教育の充実を目指して作成しました。作成に当たっては、教職員の皆様が学校で実際に使用する際のことを考え、分かりやすく説明するように努めました。

教職員の皆様には、これまでに発行された他の指導資料と併せて活用していただき、今後の本県人権教育の推進に役立てていただければ幸いです。

[作成委員] (○は委員長)

	鈴木 智也	(河内教育事務所)	指導主事)
	若林 邦彦	(上都賀教育事務所)	指導主事)
○	阿久津裕美	(芳賀教育事務所)	副主幹)
	清水 友晶	(下都賀教育事務所)	指導主事)
	青木 律子	(塩谷南那須教育事務所)	副主幹)
	金沢 幸江	(那須教育事務所)	指導主事)
	竹前 大輔	(安足教育事務所)	指導主事)

[表紙イラスト]

平成28年度 人権に関するイラスト入賞作品

「助け合い」 日光市立東中学校 2年 佐藤 亘 さん

肌の色や性別、年齢や障害の有無などの違いを超えて、誰もが幸せに生きるために助け合う姿を描きました。

[事務局]

学校教育課	課長	宇梶 宏美
	主幹	市村 博美
小中学校教育担当GL	副主幹	山岸 一裕
	副主幹	安藤 育夫

みんなで進める人権教育

—いつでも どこでも だれとでも—
人権尊重の精神の涵養



人権が尊重された雰囲気や環境づくりに努めます

栃木県教育委員会